

## 質問2に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 その他	株式会社ロデムアセット	<p>本提案に対し、契約理論の観点から反対する。のれんの非償却（減損のみ）は、投資家と経営者間の情報の非対称性のもとで経営者の私的便益（Empire Building 等）を増大させる。Tirole のモラルハザード・モデルが示す通り、減損の先送りが可能となる裁量性は、買収失敗の早期露見を防ぎ、私的便益を増加させる。結果として、プロジェクトの誓約可能利益（Pledgeable Income）が減少し、エージェンシー・コストが悪化する。これにより、市場全体の資金配分の非効率化や、内部留保が潤沢な企業による価値破壊的な過大投資（Overinvestment）が助長される。定期償却は、事後的な規律付け（Discipline）として機能し、モラルハザードを抑制する最適なメカニズムであるため、現行の償却処理を維持すべきである。</p>
個人 監査人、会計専門家	村上勇太（村上勇太公認会計士事務所）	<p>のれんの減損テストにおいては、(a) 将来キャッシュ・フローを、①「企業結合で取得したのれん」が寄与する分と、②それが自己創設のれんへ置き換わったものが寄与する分に分けることは不可能であるから、(b) 自己創設のれんへの置き換わりによる「企業結合で取得したのれん」の減少を捕捉することは不可能である（IAS36. BC134-BC135 参考）。ここに、非償却の下で減損テストのみ実施する場合には、「企業結合で取得したのれん」について価値の低下が表面化しにくくなる旨の指摘はすでにされているものの、最初に述べた内容を踏まえれば、事はより深刻であって、のれんを非償却とするならば、結果として、確実に、自己創設のれんを資産として認識するのと実質的に同じこととなる。そして、これは、自己創設のれんを資産として認識するのは不適切であるという考え方（財務会計の概念フレームワーク第3章注14）と明らかに不整合である。</p>
個人 監査人、会計専門家	村上勇太（村上勇太公認会計士事務所）	<p>ASBJ においては、会計に関する専門的な見地から継続的に検討を重ねた結果として、のれんは償却するのが妥当である旨の意見を、長年にわたって国際的に発信し続けている（2014 年には EFRAG 及び OIC と共同での DP 公表も行っている）。そのような ASBJ が、これまでの国際的発信と整合性を保ちながら、のれんは非償却とする旨を含む会計基準を策定することは、極めて困難であると思われる。</p> <p>（注）それでもなお、民主的に選出された政治指導者が、のれんは非償却にするという政治決断をするなら、それは民主主義国家である我が国において妨げられるべきではないと思われる。ただし、かかる政治決断は、①ASBJ が会計に関する専門的な見地から妥当と判断し、国際的にも意見発信している会計処理とはまったく違う会計処理の導入であることを明確にしたうえで、②一切の責任を政治が負う形にて、実施されるべきではないか。</p>

## 質問 2 に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
個人 監査人、会計専門家	村上勇太（村上勇太公認会計士事務所）	のれんについて非償却とすることを支持する理由の中に、実務では、のれんの償却期間が回収可能期間で設定され、有望で優良な投資案件ほど償却期間が短くなるという逆転現象が生じているとの指摘がある。実務においてそうした現状があることは否定しないものの、しかしながら、我が国会計基準は、のれんの償却期間に関して、①その決定にあたり投資の合理的な回収期間を参考にすることも可能であるとしているに過ぎず（結合分離適用指針第 382 項）、②あくまで、のれんの効果が及ぶ期間とすることを要求している（企業結合基準第 32 項）ということに留意すべきである。この場合、指摘される問題点は、のれんを非償却とすることによってではなく、我が国会計基準にしたがって正しく償却期間の設定を行うことで解決されるべきものであると認められるために、のれんについて非償却とすべき理由にはならないものと思われる。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会	のれん償却の是非は、本質的にはのれんに係る費用認識のタイミングの問題である。のれん非償却を採用する場合、減損テストの限界により減損損失の認識が遅延する（too late 問題）とともに、減損認識前の期間においては資産及び利益剰余金が過大に計上され、企業の財政状態及び経営成績を忠実に表しているとは言い難い。その結果、不適切に積み上がるのれん残高により、投資家は長期間にわたり過大なリスクに晒される。IFRS はこの問題に対し開示の拡充で対応しようとしているが、費用認識のタイミングの問題を開示で補完するものであり、本質的には投資家への負担転嫁にとどまる可能性がある。さらに、償却期間の見積りの困難さを理由として償却の有用性を否定するのであれば、非償却ではなく即時費用化すべきである。支出と費用認識のタイミングの乖離が長期化するほど、費用情報の有用性は低下するためである。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会	非償却を支持しない最大の理由は、減損認識の背景やタイミングが利用者から見えにくくなり、業績予想の不確実性を高める点にある。減損は将来キャッシュ・フロー見積りの変更に依存するため、対象事業を推測できたとしても、減損の計上時期を合理的に予測することは困難である。また、全社的に想定以上の利益が生じ得る局面において、ある事業について一過性の損失として減損を計上することで、利益平準化に利用されるおそれも否定できない。その結果、M&A の成否や経営責任の所在が財務諸表利用者から見えにくくなる。財務諸表利用者の観点からは、のれんに係る費用が規則的に認識される現行の償却モデルの方が、業績予想に織り込みやすく、企業間比較や M&A 後の成果検証にも資する。したがって、非償却の導入は、情報価値の向上よりも、減損認識の不透明性による予測困難性の増大をもたらす懸念が大きい。

## 質問 2 に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれんの非償却の導入については、財務諸表作成者、利用者及び学識経験者の間で意見が分かれており、償却と非償却の優劣は明確に示されていない。特に、財務情報の基本的な質的特性である「忠実な表現」の観点からも、十分な根拠が得られていない。非償却の導入は国際的な「比較可能性」を高める側面を有するが、「比較可能性」は補強的な質的特性にとどまるため、これのみを根拠とした会計基準の改正については、社会的コストを踏まえた場合、その合理性及び正当性に疑問が残る。IASB は 2022 年 11 月に、収集した広範な証拠を踏まえて、従前の決定を変更するに足る説得力のある論拠は示されなかったとして、減損のみのアプローチを維持する暫定決定を行った。これは、意見が分かれる状況下で、社会的コストを伴う変更を避け、現状維持を選択したものと理解できる。我が国においても、同様の観点から現行の償却を維持する判断には合理性があると考えられる。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	IFRS 会計基準におけるのれんの非償却モデルでは、「減損損失の認識時期が遅すぎる又は金額が少なすぎる (too little, too late)」という問題が指摘されている。この点については、IASB において開示の拡充等による対応が検討されているものの、現時点では審議は完了しておらず、当該問題に対する有効な解決策が確立されたとはいえない。こうした状況下で、既に問題点が認識されている会計処理を我が国に導入することは慎重であるべきであり、そのまま非償却モデルを採用することには合理性が乏しいと考えられる。仮に、日本が先行して当該問題に対応したうえで非償却を導入することも考えられるが、その場合には非償却の根拠の一つとされる国際的な比較可能性が損なわれることとなる。したがって、現時点において非償却の導入を行うことは、いずれの観点からも適切とはいえない。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	実証研究によれば、のれんを非償却とした SFAS 第 142 号導入後、のれんの減損損失の認識が遅延する傾向や、減損判断に有利な監査人を選任する行動が観察されており、減損会計が経営者の裁量に依存する構造を有することが示唆されている（野間幹晴「のれんの会計基準：事象研究の観点から」、『金融・資本市場リサーチ』第 22 号）。このような状況で非償却を採用する場合、減損が適時・適切に行われなければ、過大なのれんが長期間計上され、財務諸表が経済実態を適切に反映しないおそれがある。その結果、利用者に提供される情報の信頼性及び有用性が損なわれる可能性がある。したがって、減損のみのアプローチである非償却の導入を検討するには、減損の適時認識を担保する実効的なガバナンス上の措置が不可欠であるが、現時点ではそのような具体的方策は十分に示されていないため、導入には慎重であるべきと考えられる。

## 質問 2 に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	企業結合で認識されるのれんは、取得対価から識別可能純資産の公正価値を控除した残余として測定され、個別に識別認識できない将来便益を表す資産である。したがって、のれんには、継続企業体要素や期待シナジーに加え、識別可能無形資産（顧客関係、ブランド、仕掛研究開発等）の認識・測定の限界により未分離となった要素や、取得競争に伴うプレミアム等が混在し得る。さらに、測定例外等に起因する差額も残余として含まれ得るため、このような構造の下では、PPA により識別可能な資産を可能な限り分離して認識することが重要である。しかし、これらの区分が困難な状況で、のれんを非償却とし減損のみに依拠する場合、のれんに含まれる費消性の要素やプレミアムが適時に費用へ反映されず、取得対価の回収状況や投資成果に関する情報が不十分となるおそれがある。このため、非償却モデルは、のれんの経済実態を十分に表現できない可能性がある。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	MBO やカーブアウト等において SPC が買収主体となる場合、取得価額には事業の実態的なシナジーではなく、資本構成や取引スキームに起因する要素が含まれることがある。このような場合、のれんには明確な超過収益力やシナジーに裏付けられない要素が含まれ得る。非償却モデルの下では、これらの要素が減損に至るまで資産として計上され続けることとなり、のれんの残高が企業の経済実態を適切に反映しない可能性がある。その結果、投資家にとっては、のれんの価値の源泉や持続可能性を把握することが困難となり、企業価値評価や M&A の成果の分析に支障が生じるおそれがある。この点において、非償却モデルは、のれんの構成要素の不透明性を拡大させ、財務情報の有用性を低下させる懸念がある。
個人 財務諸表利用者	吉田 明世	M&A を目に見える大きな功績であると考える経営者も存在する。別の言い方をすれば、目に見える大きな功績を残すために、経済合理性の低い M&A を無理に実施する誘因も存在する。M&A の実施年度からそれに対応するのれんの減損処理実施年度まで相当期間経過し、経営者が変更する蓋然性は高い。そのため、経済合理性の低い M&A を実施しても、自身の在任中にのれんの減損処理が発生しなければ良いと考える経営者も現れ得る。のれんの非償却を導入すると、M&A を考慮している経営者に対する牽制機能が弱まる可能性がある。
個人 財務諸表利用者	吉田 明世	M&A の実施においても時期や交渉など経営者による巧拙があり、その結果は買収価格の多寡に現れる。そして、それはのれんの大小に直結する。のれんを定期償却し期間収益と対応させることにより、M&A の投資成果がより適切適切に表示され、かつ、これにより M&A の実施における経営者への牽制機能が期待出来る。

## 質問2に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
個人 財務諸表作成者	重田 優樹	非償却の導入を支持する理由には国際的比較可能性が挙げられるが、ASBJ リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」からは同じ非償却の会計処理である米国と欧州の間でも減損の運用に差があることが観察される。非償却とした場合の適時の減損処理の運用が確立されていると言い難い現状においては、非償却の導入による国際的比較可能性の向上は限定的と考えられる。
団体等 監査人、会計専門家	日本公認会計士協会	のれん価値の減価及び自己創設のれんとの入替えの観点、また、非償却モデルにおける減損損失の認識時期の遅れ等の懸念から、のれんの非償却の導入を支持しない。(理由) 当協会は、従来、国際会計基準審議会 (IASB) 等に対し、下記理由からのれんの非償却を支持しないとす意見発信を行っている。なお、のれんの会計処理は、のれんに含まれる要素やその価値の減価の態様等を踏まえ検討されるべきものであり、非償却の導入を検討するには、まずのれんの性質を考察すべき。・のれんに含まれる主要要素である取得日時点のシナジーや超過収益力などの価値は、企業結合後の期間にわたって減少すると考えられる・取得のれんは、取得後に内部創設されたのれんとは別個のものであり、のれんを償却しないことにより、取得後に生じた自己創設のれんの認識につながり得る・IFRS 会計基準における減損テストにおいては、減損損失の認識時期の遅れが指摘されている
個人 財務諸表利用者	服 部 隆 (CMA、C I I A)	のれんを構成するものの中には、時間経過とともに確実に減耗しゼロになるものもあると考えられるため。
団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	<p>&lt;経営の安全性確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のれんを償却することにより、将来生じ得るリスクを早期に費用化することが可能となる。また、各期において定額の償却費を計上することで、減損処理による一時的かつ多額の費用計上を回避でき、利益の安定化にも資する。</li> <li>・一般に、業績悪化局面においては、営業利益の低下に加え、固定資産の減損や繰延税金資産の取崩し等が連鎖的に発生し、企業経営が負のスパイラルに陥るおそれがある。特に、のれんの減損は業績悪化をさらに加速させる要因となり得ることから、経営の安定、ひいては経済全体の安定性を確保する観点からも、定期的到的のれんの償却を行うことが望ましい。</li> </ul>
団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体	<p>&lt;本基準改正の不可逆性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国会計基準及び IFRS において、のれんの「非償却+減損のみ」の処理が導入されてから 20 年以上が経過して</li> </ul>

## 質問2に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
	連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	<p>いるものの、現行処理方法が今後長期にわたり継続される会計処理として妥当かについては、慎重な検討が必要。IFRS 採用国を含めて、特に企業財務の健全性や会計情報の信頼性・保守性の観点からは、なお強い懸念が残されている。</p> <p>・また、「定額償却+減損」から「非償却、減損のみ」へ会計基準を変更した米国や中国においては、基準変更後、各社ののれん残高が大幅に積み上がる傾向がみられる。その結果、のれん償却の再導入が実務上極めて困難な状況となっているとの指摘もある。このことは本件が、実質的に後戻りが極めて困難な「一方向」の会計基準改正であることを示唆しており、基準変更にあたっては、短期的な国際的整合性のみならず、中長期的な実務運営や会計制度全体への影響も踏まえ、慎重に判断すべき。</p>
団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	<p>&lt;過度なのれん残高に対する市場のネガティブ評価&gt;</p> <p>・のれんの非償却を導入した場合、減損以外にのれんを貸借対照表から除却する手段がない。過度に積みあがったのれん残高は市場からの懸念材料と判断されるケースも実務上は多く、M&amp;A を通じた成長余地が制約される可能性もある。中長期的な財務規律への影響も含めた慎重な検討が必要である。</p>
団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	<p>&lt;会計基準の安定性&gt;</p> <p>・プライム市場、スタンダード市場及びグロース市場に上場する企業の多くが見直しを求めている状況にはなく、十分な合理性や必要性が示されないまま、いたずらに会計基準を変更すべきではない。会計基準の変更は上場企業全体に影響が及ぶため、変更を求めている多数の企業に対しても実務上の混乱や追加的な負担を生じさせる。</p> <p>・現行のプライム市場、スタンダード市場及びグロース市場に上場する企業については、現行の J-GAAP 又は IFRS といった既存の制度枠組みに基づき対応すべきであり、特定の一部企業の要請のみを理由として、我が国全体の会計基準を変更すべきではない。</p> <p>・仮に、一部のスタートアップ企業等に対する政策的な配慮が特に必要なのであれば、資本市場で用いられる共通の物差しとも言える測定ルールとしての会計基準を変更するのではなく、IFRS への円滑な移行を支援することなどが適切である。</p>

## 質問2に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	<p>&lt; IFRS 適用企業の分布状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度でも、IFRS の任意適用により非償却処理の会計処理を採用することが可能な中、現在の IFRS 適用企業の分布状況を踏まえると、企業規模に応じた負担が IFRS 移行への阻害要因とはなっていないと考えられる。</li> <li>・ IFRS の任意適用企業は、プライム市場上場企業に限定されるものではなく、スタンダード市場及びグロース市場の上場企業においても、時価総額や総資産の規模にかかわらず一定数存在している。</li> <li>・ 総資産規模での比較においても、IFRS 適用時の企業規模に特定の偏りは見られないとの分析もある。</li> <li>・ スタートアップ企業は IFRS 導入コストを負担する体力に乏しいとの指摘もあるが、IFRS 適用企業の分布状況等を踏まえれば、必ずしも実態を的確に反映した指摘ではない。したがって、非償却処理を希望する企業は、IFRS 移行を通じて対応することが適当である。</li> </ul>
団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	<p>&lt; 必要な内部統制の構築 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮にのれんの非償却を導入した場合には、毎期の減損テストをより厳格に実施する必要が生じ、財務諸表作成者および監査人の双方に相当程度の実務負荷が発生することとなる。また、適切なのれんの減損テストを実施し、必要に応じて適時かつ適切に減損損失を計上するためには、強固な内部統制の構築が不可欠となる。</li> <li>・ しかしながら、人的リソースや専門人材に限りのある企業も少なくない中、現に日本基準を適用しているすべての企業が、のれんの非償却を前提として求められる内部統制を十分に整備・運用することは困難と考えられる。</li> </ul>
団体等 その他	株式会社知的 利益	<p>日本は長寿企業が多く、インタンジブルズを活用した経営の支援をする際の観察では、主力製品について特許権が満了しているという事例が多く観察される。これは業種によらない。その主力品の差別化なり模倣困難の要因は、特許権による長年の独占で得たブランド力、流通支配力、技術力、保守運用のサービス化など、識別や明示が難しい市場での地位であると洞察でき、識別や因果関係が不明でも費用処理されていればなんら問題はない。</p> <p>しかし、企業買収でのれんを計上すると、特許権満了後の自己創設による差別化要因が直ちにのれんに事実上混入する。そして、長寿で複数の M&amp;A が積み重なると、どののれんがどの金額なのか、識別が不可能となっていく。長寿企業が多いという日本企業のための会計基準では、買収時に規則的に償却が定まる仕組みが、比較可能性の点からも、測定の観点からも望ましい。</p>
団体等	株式会社知的	<p>のれん非償却の要請については、事実上、国際会計基準を利用する追加負担は負えないが、定期償却の負担も負い</p>

## 質問2に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
その他	利益	<p>たかない規模感や洗練さの企業が想定される。より広くみても、日本市場では、例えば自社の売上の一部を担う製品の特許権がいつ満了するかを開示し、パテントクリフの発生が資本市場においてサプライズにならないように事前に示す事例は、少ない。特に、ジョンソンアンドジョンソンやノボ・ノーディスクのように、どの製品の特許権がどの国でいつ満了となるかの事実を開示している例は、日本企業では発見が難しい。</p> <p>この二重の現状、洗練されていない企業が特許権の満了など未来に起こることを開示しておらず、スタートアップ等も含む企業への資本市場の投資家もそのような情報を要求し咀嚼しない現状があり、企業開示とそのレビューによる規律は、日本の資本市場ではまだ弱さがあると評価すべきだろう。そのような局面では、定期償却が安全である。</p>
個人 財務諸表作成者	秋月種浩	<p>非償却の論拠である「のれんの価値が維持されている」という点は、自己創設のれんを指しており、自己創設のれんを資産計上しない以上、のれんを非償却とすることは不適切であると考えます。</p> <p>実務面からも、のれんの非償却の実効性が極めて不明瞭かつ、その効果を論理的に説明ができないもかかわらず、減損テストの膨大な負荷・コストを強いることは、日本経済の競争優位性を損ないかねない、極めて深刻な問題と考えます。</p> <p>M&amp;A の促進はコーポレートガバナンス改革の文脈で論じられ、対策されるべき問題であり、会計基準にそれを持ち込むことは不適切と考えます。</p>
個人 財務諸表作成者	秋月種浩	<p>のれんの非償却の導入を支持する理由の「M&amp;A 後の利益圧迫を嫌って、経済合理性のある M&amp;A を中止・断念しているケースが多く生じている」と、企業価値評価における有用性「投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流」は矛盾している。企業価値を決定づけるものがキャッシュフローであるならば、「M&amp;A 後の利益圧迫を避ける」という誤った行動が問題の真因であり、のれんの償却の有無は真因ではない。この理由はレトリックである。</p> <p>また、「投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流」であることは、企業価値が償却方法に左右されないことを意味しているが、それは償却を否定する理由にはならない。にもかかわらず、多くのコストが発生する減損テストを要求することは不合理である。</p>

以上